1999年9月の情報です。

公共用水域及び地下水の水質測定結果について Ι

神奈川県、建設省、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市及び相模原市では、県内の公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条により測定計画を作成し、この計画に基づいて調査を実施しているが、平成9年度の結果は次のとおりである。

(I) 測定の概要

1 測定地点数等

	測定地点数及び実施期間(測定頻度)					
公共用水域 144地点	海域 29					
地下水 398地点	調査の種類 調査地点数					

2 測定項目

小井田水博	健康項目	生活環境項目	特殊項目	その他項目	観測項目	計
公共用水域	23	9	11	7	13	63

(注)健康項目……カドミウム、全シアン等人の健康の保護に関する項目 生活環境項目…BOD、COD等生活環境の保全に関する項目

特殊項目……フェノール類、銅等法・条例の規制項目

その他項目……アンモニア性窒素、燐酸態燐等

観測項目……水温、流量等

ᄴᆕᆉ	環境基準項目	その他項目	一般項目	計
地下小	23	3	5	31

- (注)環境基準項目……カドミウム、全シアン等人の健康の保護に関する項目 その他項目…フェノール類、フッ素、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」 一般項目……ph、水温等
- 3 評価方法
- (1)公共用水域
- ア 健康項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他22項目の健康項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に環境基準を達成していると評価する。

- イ BOD又はCODの評価
- (ア)類型指定水域における評価
- a 水域類型が指定されている環境基準点において、類型の環境基準値を満たしている日間平均値のデータ数の占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、環境基準を達成していると評価する。
- b 一つの水域において複数の環境基準点を有する場合は、すべての環境基準点において環境基準が達成されている場合、達成していると評価する。
- c 県際水域(隣接都県にまたがる水域)については、県内の環境基準点で評価する。
- (イ)測定地点(環境基準点、補助地点)における評価

類型の環境基準値を満たしている日間平均値のデータ数に占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、環境基準に適合していると評価する。

(ウ)経年変化による評価

経年変化については、年間平均値により評価する。

ウ 東京湾の全窒素及び全燐の評価

平成7年2月28日付環水管第33号、環境庁水質保全局水質管理課長通知による。

- (ア)水域類型が指定されている環境基準点における上層の年間平均値が基準値を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価する。
- (イ)一つの水域において複数の環境基準点を有する場合は、各基準点の上層の年間平均値を当該 水域内のすべての基準点について平均した値が基準値を満たしている場合に、環境基準を達成して いると評価する。
- (ウ)県際水域については、東京都及び千葉県が測定している環境基準点のデータを含めて評価する。
- (2)地下水
- ア 環境基準項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他22項目は、 測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ その他項目及び一般項目の評価

測定地点における年間測定値の平均値が評価基準値以下の場合、評価基準を達成していると評価する。

評価基準値は、フッ素及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」については、「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正する件の施行等について」(平成5年3月8日付環水管第21号、環境庁水質保全局長通知)に定める指針値により、フェノール類及びphについては、水道法第4条の水質基準値による。